

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会

個人情報保護規程

社会福祉法人 山鹿市社会福祉協議会 個人情報保護規程

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条－第5条）
- 第3章 個人情報の取得の制限等（第6条－第7条）
- 第4章 個人データの安全管理（第8条）
- 第5章 個人データの第三者提供（第9条）
- 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止（第10条－11条）
- 第7章 組織及び体制（第12条－15条）
- 第8章 雑則（第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が遵守すべき義務等を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- 二 個人情報データベース等 特定の個人情報のコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- 三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 四 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、6ヶ月以内に消去するもの又はその存否が明らかになることにより、公益又はその他の利益が害される恐れがあるものは除くものとする。
- 五 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- 六 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する別表1（従業者一覧）の者をいう。
- 七 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本会の責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、別表2（個人情報取扱業務概要説明書）によりその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(利用目的外による利用の制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。ただし、あらかじめ別表3（個人情報取扱利用目的同意書）により本人の同意を得た場合を除くものとする。

2 本会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 本会は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 本会は、前項第一号の規定に該当する場合であっても利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合には、当該法令の趣旨を踏まえその取扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(適正な取得)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、別表2を明示するとともに、偽り、その他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

2 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

- 3 本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 本人の同意があるとき。
 - 二 法令等の規定に基づくとき。
 - 三 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - 四 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - 五 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、その目的を達成するために、本人以外から取得したがよいと認められるとき。
- 4 本会は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第7条** 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。
 - 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しないものとする。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
 - 三 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第8条** 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
 - 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにした別表4（個人情報取扱契約書）により受託者と契約を交わし、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 本会は、次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

第10条 本人から、当該本人に係る保有個人データについて、別表5により開示等（当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ開示等をするものとする。ただし、開示等をするにより次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に対しその全部又は一部を開示等しないことができるものとする。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 他の法令に違反することとなる場合
- 2 本会は、開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 3 保有個人データの開示及び非開示の決定の通知は、本人に対し別表7により遅滞なく行うものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第 11 条 本会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果の申出をした者に対し、別表 6 により通知するものとする。

第 7 章 組織及び体制

(個人情報保護責任者)

第 12 条 本会は、個人情報保護責任者（以下「責任者」という。）を定め、本会における個人情報に関する全ての責任を負うものとする。

2 責任者は、会長とする。

3 責任者は、事務局長を個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）に指名し、個人情報保護管理について必要な措置を行わせるものとする。

(個人情報保護管理者)

第 13 条 管理者は、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行うものとする。

2 管理者は、責任者の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策を計画・実施、従業員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。

3 管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

4 管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部について各事業を分掌する従業員に委任することができるものとする。

(苦情対応)

第 14 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、別に定める「苦情解決体制整備第三者委員設置事業」に基づき、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(従業員の義務)

第 15 条 本会の従業員又は従業員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は、不当な目的のために使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業員は、その旨を管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく責任者に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 8 章 雑 則

(その他)

第 16 条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。